

小金井市行財政改革市民会議  
財政健全化部会(第3回)次第

(日 時) 平成29年1月17日(火) 午後6:00～

(場 所) 市役所本庁舎第1会議室

(参加者) 落合部会長 大塚委員(代行) 鴨下委員 田川委員 高野委員  
(藤田委員 曾我部委員)

1 第8期行財政改革市民会議答申の概要(素案)について

- (1) 構成
- (2) 項目
- (3) 表現
- (4) その他

2 今後の進め方について

3 その他

※ 配付資料

資料1 第8期行財政改革市民会議答申の概要(素案)

資料2 経済・財政一体改革の推進に向けた地方行財政改革の取組について

資料3 地方行政サービス改革の取組状況等(平成27年4月1日現在)

第8期行財政改革市民会議答申の概要（素案）

1 構成

はじめに

- 1 第1次～第3次行財政改革の成果と課題
- 2 新たな行財政改革の必要性
- 3 新たな行財政改革の内容

資料 財政資料、第7期市民会議答申の取扱い、市民会議設置要綱、委員名簿、検討経過等

2 概要 ※部会の議論を反映し、スキマを埋める案。今後、中間答申の表現を踏まえて、文章化する。

はじめに

- 平成27年9月24日以来、11回にわたって審議を重ね、答申を取りまとめた。
- 平成28年9月29日には中間答申を取りまとめており、本答申はこれを踏まえ、さらに二つの部会やその後の議論も加えたものとなっている。
- 市から十分な情報発信が行われてこなかったとはいえ、私たち市民は、耳障りのいい言葉や、都合の良い状況しか見てこなかったと大いに反省している。また、市民の代表である議会も積極的な情報発信が不十分であったと言わざるを得ない。また、別の側面からみると、行政の不断の努力を十分理解し評価することも行わなかった。それは改革に取り組む職員のモチベーションを下げる一因となる。
- 私たち市民は、大いに聞き、見て、知り、考え、発信し、未来の子どもたちのために、市議会・行政とともに、「選ばれるまち」を目指す「未来をひらく小金井市改革」を進めなければならない。
- 市長をはじめとする行政当局には、本答申を最大限尊重するよう要請する。議員各位も、本答申を踏まえて、市議会の改革を市民目線に立ち自ら進められることを要請したい。

1 第1次～第3次行財政改革の成果と課題

(1) 小金井市における行財政改革の取組

- 平成9年に行財政改革大綱を策定して以来、第2次行財政改革大綱、同改訂版、第3次行財政改革大綱と継続して行財政改革に取り組んだ。
- この間、平成8年度と平成27年度を比較して、経常収支比率は111.4%から90.8%（▲20.6ポイント）に改善し、職員数は986人から691人へと295人（▲29.9ポイント）もの削減を図った。
- これらにより特に財政効果は、目標30.4億円に対して約69億円と、倍の効果をあげている。

(2) 第3次行財政改革大綱の達成状況

- 第3次行財政改革大綱の目的は「『市民協働』『公民連携』等を基本原則として、自律した行政経営の確立を図り、市民満足度の向上を目指します」となっている。市民協働等は一定程度進んだ面もあるが、依然として財政状況は厳しく、自律した行政経営には課題が多い。
- 第3次行財政改革大綱の4つの成果指標と平成27年度の実績は次のとおり。

	職員数	経常収支比率	人件費比率	公債費比率
目標	661人	80%台後半	26市平均以下（14.5%）	12%以下
H27実績	691人	90.8%	15.3%	7.2%

- 
- 77の実施項目の平成27年度進捗状況はB・Cが20項目（26.0%）であるが、第7期行財政改革市民会議答申（平成27年2月）では「主要で困難な課題は先送りされている感がある」と指摘されており、その感は拭えない。保育業務、保育料、学童保育業務、児童館業務、図書館業務、公民館業務の見直し、公民館有料化といった重要取組の多くが遅れ、職員の再配置・組織の見直しはA評価だが職員数は上記のとおり目標未達である。

A	B	C	完了・終了
33	13	7	24

## 2 新たな行財政改革の必要性

### (1) 本市を取り巻く状況

- 日本経済は、依然として楽観できない状況が続く、中国経済の景気減速や英国のEU離脱問題等、先行きは見通しづらい状況にある。このため、財政的には、企業の利益、国民の所得、地価等の向上による税収増を見込みにくい状況にある。
- また、我が国では少子高齢化が急速に進み、これに伴う人口減少に見舞われている。小金井市における65歳以上の老年人口の割合は、平成27年現在の約20%から平成42年には約24%に達する見込みである。このため、医療や福祉にお金がかかり、現行制度のままでは、本市においても、財政が急速に悪化することが予想される。
- こうした中で、国は「経済財政運営と改革の基本方針2015」（いわゆる骨太方針）において、「地方行政サービス改革の推進」を掲げ、KPI（重要業績評価指標）を明記した改革工程表を定め、19業務へのトップランナー方式導入、窓口25業務及び庶務業務の業務改善プロジェクト等を強力に推進している。全国の自治体が対応を迫られており、本市においても、国等の動きを踏まえ、新たな行財政改革を進めていく必要がある。

### (2) 厳しい小金井市の財政状況

- この間、小金井市では行財政改革により、約69億円もの財政効果を出してきた。しかし、財政状況は依然として厳しい。平成29年度当初予算編成では約20億円の財源不足となっている。また、「公共施設等総合管理計画」案では、公共施設・インフラの維持・更新に今後35年間で約1,500億円の財源を要するとされたが、見通しは立っていない。
- さらに本市では、安定的なごみ処理体制の確立、子育て環境日本一の実現、駅周辺のまちづくり、更なる高齢化への対応、公共施設・インフラ維持更新等、多額の財源を要する課題が山積している。なお、まち・ひと・しごと創生総合戦略のとおり、本市が持続的に発展していくためには、まちづくりによる定住人口の確保が欠かせない。
- これらを勘案すると、小金井市がこれまでと同様の行財政運営を維持し続けることは不可能と言わざるを得ない。また、これらの課題は、いずれも4～5年程度で解決できるものではない。中長期的な展望を持って、市民・市議会・行政が一体となって、未来をひらく行財政改革に、今こそ取り組まなければならない。

## 3 新たな行財政改革の内容

### (1) 新たな改革の目的及び目標

#### ① 未来をひらく小金井市改革

- 小金井市がこれまでと同様の施策を続けた場合、健全な行財政運営を維持することは不可能である。行政だけで解決できる状況にはない。市民・議会・行政の三者一体で行財政改革に取り組む必要がある。
- 次世代を担う子どもたちが誇りを持って本市に住み続けたいと思えるように、「選ばれるまち」を目指す「未来をひらく小金井市改革」に、今こそ取り組まなければならない。

#### ② 新たな行財政改革の目標

- 経常収支比率 90%を切る
- 職員数 類似団体最少（H28.4/1 東久留米市 592人、国分寺市 647人）
- 職員の行革理解度 100%（H24 職員アンケート「行財政改革」への理解度 47.1%）

### (2) 新たな改革の方向性

#### ① 市民目線の行財政改革

- 全ての市民・市議会議員・市職員が危機感を共有し、行財政改革の重要性を認識し、取り組めるところから取り組み、実現すべき事項から早急に実現していくことが求められる。
- そのために、市民目線で、考え、実行し、成果と課題が「見える化」されなければならない。

#### ② 財政健全化と市役所改革

- 従来に行財政改革は、財政難等の原因を予め特定して改善を図る、いわば「手術」であった。しかし、人口・税収減少に向かう中、今後は、自ら改善・改革を進める市役所改革、言わば「体

質改善」が必要である。

- 財政健全化は、中長期的な展望を持って、必要な取組を今から進めることが必要である。将来的な課題解決は、行財政改革プランの計画年度内に全て解決することはできない。
- 市役所改革は、何より職員の意識改革を要する。H24年度の職員アンケートでは、行財政改革の取組への理解度は47.1%に留まる。意識改革により行財政改革に対する全職員の理解及び実践を大幅に高めつつ、少数精鋭で課題解決を図る組織改革を行い、改革体質を作っていく。

### ③ P D C Aの抜本的強化

- 第7期行財政改革市民会議答申（平成27年2月）では「主要で困難な課題は先送りされている感がある」とされ、「外部評価機関の設置」が提言されている。行財政改革の確実な実行と加速のために、P D C A、特に、D（実行）・C（検証）の抜本的な強化が必要である。
- このため、行革にきちんと取り組むことが評価され、取り組まないと損をする仕組みが必要である。類似団体との比較、市民会議による市民目線でのチェック、発表の場づくりによる状況の市民への「見える化」を行うべきである。
- また、専門的な立場から、P（計画）・D（実行）を支援する仕組みが別途必要である。

### （3）新たな行財政改革の長期的ビジョン

全国的に人口・税収が横ばい・減少に向かう中でも、小金井市が「選ばれるまち」として持続的に成長していくための行財政改革のグランドデザインとして、「自治体経営新時代」を目指すべきことを位置付けるべきである。長期的展望を持って、①機動性（持続可能な財政）、②機能性（学校をはじめとした公共施設の改善）、③職員力（市民サービスの向上の実現）、④満足度（市民満足度が高いまちづくり）を高める新たな自治体経営が、小金井市に求められている。

#### ① 短期「緊急対策」（平成28～29年度）

- ①子育て支援改革の推進、②窓口改革の推進、③民間活力活用・市民協働、④一層の市税収納率向上、⑤受益者負担の原則徹底、⑥事業・職員の総点検、⑦学識者・民間人・若手の登用、⑧大学や研究機関との連携などを進める。
- これらにより、積年の課題解決を進め、新たな課題に対応していく、自治体経営の基礎を固める。

#### ② 中期「経営改革」（平成30～31年度）

- ①打てば響く組織改革（組織改正＋各部経営の推進）、②公共施設マネジメントの推進、③市民サービスのコスト管理、④こがねいプロモーションの推進、⑤債権管理の改革・推進、⑥こがねい未来基金の創設などを進める。
- これらにより、類似団体以上の費用対効果を出す、持続可能な自治体経営を確立する。

#### ③ 長期「魅力向上」（平成33年度以降）

- ①財政健全化条例の制定、②類似団体最少の職員数（人件費）、③類似団体最高の市民サービス、④改革風土の確立・継承、⑤債権管理条例の制定などを進める。
- これらにより、類似団体トップレベルの費用対効果を誇る、新たな自治体経営を確立する。

※下線部分は、中間答申からの変更点。長期④は中間答申では「厳然とした組織風土の確立・継承」

### （4）財政健全化の取組

将来課題を解決し、持続可能な行財政運営を実現するために、必要となる財源を歳入・歳出の両面から計画的に生み出していく必要がある。歳入確保、受益者負担の徹底、業務の本質的な見直し、公民連携アウトソーシングを進め、人件費その他経費のコストダウンを図ることが基本的な方策である。

なお、第7期市民会議答申で提言されている財政健全化計画の策定、また、市議会等で指摘されている財政健全化条例の制定は、現時点では困難であることは理解する。まず、予算シーリングを行い、財政規律を定めた上で、中長期的な課題として実現をめざすべきである。

#### 取組① 税収等の確保

- まち・ひと・しごと創生総合戦略を踏まえ、まちづくり、子育て支援による定住人口確保を目指すことが不可欠である。
- その上で、大幅な財源流出となっているふるさと納税への対策として、返礼品合戦に乗るので

はなく、小金井市の強みを活かしたサービスの提供を検討し、また、政策課題の解決を図るための寄付金・基金の確保、法人によるふるさと納税の獲得を目指すべきである。

- この他、広告収入等の確保、未利用地の処分活用等、先進事例を研究した取組に挑戦されたい。

#### 取組② 受益者負担の基準徹底

- 第7期市民会議答申での提言も踏まえ、平成14年6月4日付け「受益者負担の適正化に関する基本的な考え方」を見直して、受益者負担基準を市民に見える形で明確化する必要がある。
- その上で、基準に基づいて、使用料・手数料の見直し、又は基準の例外となるべき理由の「見える化」を図り、市民会議が第三者の立場で進捗状況をチェックするべきである。

#### 取組③ 補助金等の適正化

- 第7期市民会議答申では、負担金補助及び交付金並びに財政支援団体の在り方の見直しが提言されている。見直しは、市が独自に行っている補助金等を対象とし、基本的には一律削減を行うべきである。
- 特に、金額が大きい外郭団体への補助は、ゼロベースでの見直しが求められる。また、少額の補助金を整理すべきである。受益者負担と同様に、市民会議が第三者の立場でチェックするべきである。

#### 取組④ 民営化等の推進

- 「民でできるところは民で」を徹底し、行政・職員は職員が行うべきことに集中することは、財政力1.0程度の本市が財源と人材を最大限活用する上で不可欠である。
- 民営化、指定管理、業務委託、直営、そして、直営においても非常勤化等、事業の運営方法についてガイドラインを定める必要がある。それに基づいて、現状及び見直しの方向、又は例外とすべき理由について「見える化」するべきである。
- 福祉分野をはじめとして、今後、業務量の増加が大きく見込まれる部署に正規職員をシフトする人員を生み出すため、窓口をはじめ委託できる業務は委託することが必要である。また、学童保育所や公民館等で行っている業務委託は、指定管理等に移行すべきである。
- なお、公共施設については、第7期市民会議答申でも廃止・統合の提言がされている。施設の集約化を進めて、総量を大幅に抑制していくべきである。

### (5) 市役所改革の取組

もう20年来、行財政改革に取り組んでいるにもかかわらず、H24年度の職員アンケートにおいて、行財政改革の取組を理解していないとする職員が47.1%もいたことは市民会議としても大変ショックであった。行財政改革は特定の部署だけの仕事ではない。市長を先頭に管理職が要となり、全職員が取り組むのが当然である。職員の意識改革と組織改革を大いに進めていただきたい。

#### 取組⑤ 職員数の適正化

- 人口・税収がいずれ減少することが見込まれる中で、最少の経費で最大の効果を出していくためには、職員数を類似団体と比べて最少（H28年度は東久留米市592人）とする必要がある。人員削減は、行政サービスの低下のいい訳にはならない。計画的に職員数の適正化、職員採用、重点配置を行うべきである。
- 基本的な方策としては、第3次行財政改革大綱からの継続課題である保育業務・学童保育業務・児童館業務・図書館業務・公民館業務等の見直しによる職員数削減によって、総職員数の適正化を進め、国等の動向も踏まえた市民課等の窓口改革によって、福祉・まちづくり等の政策課題への重点配置を実現していくことが考えられる。

#### 取組⑥ 職員の意識改革

- 職員アンケートの調査結果では、日々の業務や課題への対応は十分に行われているとされる一方、行財政改革については約半数が、取組を理解しておらず、成果をあげていないとし、約7割が自分自身で取り組んだ実績はないとする。前例踏襲・指示待ちの組織文化から一步踏み出すことが必要である。
- このため、自主的な取組を促す業務改善改革運動を行い、市民を巻き込んだ発表会を行っていくべきである。具体的には、各課が行う改善改革の中から各部長が推薦した取組を、参加者の

投票によって表彰し、市民会議が成果及び課題を講評していくことを提案する。先進事例に学び、全国的な業務改善改革運動に参加し、多くを学ばれたい。

- また、スモールミーティングの実施等によるトップの理念の共有、クロスファンクショナルチームの活用等による幅広い視野の獲得を図るべきである。
- 加えて、職員一人一人のスキルを上げるよう、各種研修に積極的に参加させ、さらには異業種との交流人事、いわゆる武者修行などにも取り組むべきである。

#### 取組⑦ 組織機構の改革

- 小金井市の重要課題は山積している。市役所を多くの課題を「先取り」で迅速に解決できる「市民の役に立つ所」とするため、打てば響く組織に組織改革を進める必要がある。
- 具体的には、シティプロモーションによる定住人口確保、公共施設・インフラ問題の解決、少人数職場の統合によるスケールメリットの発揮等ができるよう、組織改正を図られたい。

#### 取組⑧ コスト管理の徹底

- 行政の施策及び事務事業の運営は、課単位で行われている。また、その適否を判断するには、類似団体との比較が不可欠である。このため、課単位で類似団体と成果及びコストを比較して管理及び改善を図っていく仕組みが必要である。
- なお、かつて小金井市では事務事業単位で行政評価を行ってきた。しかし、1千近い事務事業の評価は膨大な事務量であり、比較の観点がなく、事務事業の部署による差も大きい。すべての課で全職員が改善改革の取組を進めるために、課単位での類似団体との比較が必要である。

### (6) 三者一体の行財政改革（市民・市議会・行政）

私たち市民会議は、現在の危機的な財源不足、前例踏襲から脱却し、「未来をひらく小金井市改革」の取組として、何をどう進めるべきかを提言してきた。その実行のためには、行政の身を切る不断の努力が必要であり、市民も自ら進んで知り、考え、最良な道を進むための負担も覚悟しなくてはならない。

そして、市議会の力に大いに期待したい。市民の代表として現状と改善策を大いに発信し、市民の声を反映するとともに、市議会の在り方そのものを大きく見直すべきである。万が一、現状のままで良いという議員がいれば、それこそ行財政改革の重要性を理解しておらず、道は遠いと言わざるを得ない。

#### 取組⑨ 行財政改革の「見える化」

- 行財政改革を進めるためには、市民、市議会、全職員がその理念、方策及び成果と課題を共有することが不可欠であり、そのために、行財政改革の「見える化」が必要である。
- 具体的には、行財政改革に関する計画・状況の資料の「見える化」だけでなく、行財政改革の成果、取組、課題について改善改革発表会を行い、市民も参加できる形で盛り上げていくべきである。

#### 取組⑩ 「三方一両損」の行財政改革

- この間の行財政改革では、市民・行政はそれぞれ痛みを負ってきた。第7期市民会議答申では、議会について、議員定数の削減、審議時間の抑制等の提言がなされている。
- 「三方一両損」の精神で、市議会も、自ら率先して人員・経費の削減を図られたい。議員定数、議員報酬、政務調査費、審議時間等が検討課題であると考えられるが、特に議会事務局の職員数は、速やかに類似団体並みに削減するべきである。



# 経済・財政一体改革の推進に向けた 地方行財政改革の取組について

---

平成28年11月25日  
高市議員提出資料

# 経済・財政一体改革の推進に向けた地方行財政改革の取組

- 地方行財政改革については、これまでも「経済・財政再生計画」の改革工程表に沿って着実に取り組んできたところであるが、平成29年度以降においても、地方団体の理解や協力を得ながら、引き続き積極的に推進。
- あわせて、住民に身近な行政サービスを担う地方団体が、一億総活躍社会の実現に向けた取組を進めるとともに、地域の実情に応じ、自主性・主体性を最大限発揮して地方創生を推進することができるよう、「経済・財政再生計画」を踏まえ、地方の一般財源総額をしっかりと確保。

※ 「経済財政運営と改革の基本方針2015」(抄)(平成27年6月30日閣議決定)

地方の歳出水準については、国の一般歳出の取組と基調を合わせつつ、交付団体をはじめ地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額について、2018年度(平成30年度)までにおいて、2015年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する。

## 平成28年度までの主な取組

### 1 地方行政サービス改革の推進

地方行政サービス改革を推進するため、民間委託等の取組状況を「見える化」・比較可能な形で公表するほか、BPRの手法を活用した窓口業務等の改革について、汎用性のあるモデルを構築し、横展開を推進。また、自治体クラウドについて、取組事例を分析・整理し、その成果を周知することにより、横展開を推進。

### 2 財政マネジメントの強化

地方団体の財政マネジメントの強化を図るため、住民一人当たり行政コストや公共施設等のストック情報の徹底した「見える化」などを進めるとともに、公営企業について人口減少や更新需要の増大を見据えた経営戦略の策定などを推進。

### 3 トップランナー方式の導入

歳出の効率化を推進する観点から、地方交付税の基準財政需要額の算定において16業務にトップランナー方式を導入。

## トップランナー方式の推進について

- 歳出の効率化を推進する観点から、民間委託等の業務改革を実施している地方団体の経費水準を地方交付税の基準財政需要額の算定に反映するトップランナー方式を推進。その際、財源保障機能を適切に働かせ、住民生活の安心安全を確保することを前提として取り組む。
- 地方行政サービス改革に係る調査によって把握することとしている地方団体の業務改革のうち、単位費用に計上されている全ての業務(23業務)についてトップランナー方式の検討対象とする。
- 導入に当たっては、地方団体への影響等を考慮し、複数年(概ね3~5年程度)かけて段階的に反映するとともに、小規模団体において民間委託等が進んでいない状況を踏まえて算定。

### 平成28年度の取組

- 多くの団体で業務改革に取り組んでいる以下の16業務について、トップランナー方式を導入し、段階的な反映における初年度の見直しを実施。

◇学校用務員事務	◇本庁舎夜間警備	◇公用車運転	◇学校給食(運搬)	◇プール管理	◇情報システムの運用
◇道路維持補修・清掃等	◇案内・受付	◇一般ごみ収集	◇体育館管理	◇公園管理	
◇本庁舎清掃	◇電話交換	◇学校給食(調理)	◇競技場管理	◇庶務業務の集約化	

### 平成29年度の取組

- 平成28年度から導入した16業務について、段階的な反映における2年目の見直しを実施。
- 業務の性格、業務改革の進捗、地方団体の意見等を踏まえ、図書館管理等5業務以外の以下の2業務について、新たにトップランナー方式を導入。

対象業務	基準財政需要額の算定項目		基準財政需要額の算定基礎とする業務改革の内容
	都道府県	市町村	
◇青少年教育施設管理	その他の教育費	—	指定管理者制度導入
◇公立大学運営	その他の教育費	その他の教育費	地方独立行政法人化

## 【参考資料】トップランナー方式の検討対象業務(図書館管理等5業務)について

検討対象業務	業務改革の内容	今後の方針
◇図書館管理	指定管理者制度 導入	以下の地方団体の意見等を踏まえ、 <u>トップランナー方式の導入を見送ることとする。</u>
◇博物館管理		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地方団体においては、以下の観点から指定管理者制度を導入しないとの意見が多い。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 教育機関、調査研究機関としての重要性に鑑み、司書、学芸員等を地方団体の職員として配置することが適切である。(図書館・博物館等)</li> <li>・ 地域づくりの拠点として重要な役割を有しており、行政や地域との密接な関係を安定的・継続的に維持していく必要がある。(公民館)</li> <li>・ 子育て支援機関として重要な役割を有しており、保育所、学校その他の機関との連携が重要である。(児童館等)</li> <li>・ 専門性の高い職員を長期的に育成・確保する必要がある。</li> </ul> </li> </ul>
◇公民館管理		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 関係省(文部科学省及び厚生労働省)や関係団体(日本図書館協会等)において、業務の専門性、地域のニーズへの対応、持続的・継続的運営の観点から、各施設の機能が十分に果たせなくなることが懸念されるとの意見がある。</li> </ul>
◇児童館等管理		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 実態として指定管理者制度の導入が進んでいない。</li> <li>○ 社会教育法等の一部改正法(2008年)の国会審議において「社会教育施設における人材確保及びその在り方について、指定管理者制度の導入による弊害についても十分配慮し、検討すること」等の附帯決議がある。</li> </ul>
◇窓口業務 (戸籍業務、 住民基本台帳業務、 税証明業務、 福祉業務等)		総合窓口・ アウトソーシング の活用

## 地方行政サービス改革の取組状況等(平成27年4月1日現在)

自治体コード	都道府県名	市区町村名	類似団体区分
132101	東京都	小金井市	都市Ⅲ-1

(1)民間委託		【参考】	
直営(※)	委託率(%)	今後の対応方針【直営(※)を選択した団体のみ回答】	全国委託率
			類似団体委託率
本庁舎の清掃			100.0%
本庁舎の夜間警備			96.2%
案内・受付			96.4%
電話交換			95.9%
公用車運転			87.8%
し尿収集			93.3%
一般ごみ収集			98.8%
学校給食(調理)			80.5%
学校給食(運搬)			92.4%
学校用務員事務	○	正規職員の退職に合わせ、再任用職員の活用や民間委託の検討を進めていく。	28.8%
水道メーター検針			100.0%
道路維持補修・清掃等			96.6%
ホームヘルパー派遣			100.0%
在宅配食サービス			100.0%
情報処理・庁内情報システム維持			100.0%
ホームページ作成・運営			94.1%
調査・集計			96.3%

※平成27年4月1日現在において、直営で専任職員を置いている団体 委託率(%)【算出方法:委託実施団体数÷事業実施団体数(「全部直営かつ専任職員無し」除く)×100】

(3)窓口業務		【参考】	
設置状況	設置予定無し	設置率(類似団体)	設置率(全国)
		17.2%	10.6%

  

窓口業務の民間委託		【参考】	
委託状況	委託予定無し	委託率(類似団体)	委託率(全国)
		39.1%	14.7%

(4)総務事務センター		【参考】	
設置状況	委託状況	類似団体設置率	類似団体委託率
		26.4%	4.6%

  

対象業務		【参考】	
給与	旅費	設置率	委託率
		8.8%	2.0%

「設置予定無し」及び「首長部局未設置団体」は「未設置の理由」を、「設置予定あり」の団体は「設置予定時期」を記述してください。  
【人口が5万人未満の団体は回答不要】

正規職員数600人台の当市においては、総務事務センターの導入に伴う財政的メリットが十分に享受できない可能性が高いため。

(2)指定管理者制度等		【参考】	
公の施設数	導入率	導入に対する考え方【未導入施設がある団体のみ回答】	全国導入率
体育館	100.0%		54.1%
競技場(野球場、テニスコート等)	0.0%	今後整理をする予定であるため、未検討。	60.7%
プール			63.7%
海水浴場			25.0%
宿泊施設(ホテル、国民宿舎等)			91.4%
保養施設(公衆浴場、湯・山の家等)			67.2%
キャンプ場等			67.1%
産業情報提供施設	100.0%		78.5%
展示場施設、見本市施設			65.0%
開放型研究施設等			0.0%
大規模公園			39.4%
公営住宅	0.0%	高齢者住宅施設は、シルバーピア事業として管理人が24時間常駐し、見守りを行っている事業であり、事業形態の変更には事業の趣旨や高齢者の生活への影響、コスト面等から慎重な検討が必要である。市営住宅については、35戸と小規模施設であり、コスト面等から慎重な検討を行う必要がある。	21.2%
駐車場	100.0%		55.0%
大規模霊園、斎場等			18.3%
図書館	0.0%	平成26年4月より新設の貴井北分室を委託にて運営開始、平成27年8月より既設の東分室を同じく委託にて運営を開始し、委託運営を開始して5年後の平成30年度を目処に今後の図書館運営について検討する予定。	17.3%
博物館(博物館、科学館、歴史館、動物園等)	0.0%	(文化財センター)探検・内部・利用状況からみて、指定管理者制度導入や有料化により、コスト減や利用者の増加・利便の向上は見込めない。(美術館)附属機関等による運営において、運営は市として責任を持って行うことが望ましいことから当面は、市の直営として運営していくものとされているため。	23.0%
公民館、市民会館	0.0%	(公民館)公民館の中・長期計画の中で検討。(市民会館)ビルのワンフロアを賃借していることから、建物のメンテナンスは不要である。窓口業務のみを委託することで済むため、指定管理者制度は導入していない。	23.4%
文化会館	100.0%		75.0%
合宿所、研修所等(青少年の家を含む)	100.0%		44.1%
特別養護老人ホーム			73.3%
介護支援センター	100.0%		46.8%
福祉・保健センター	50.0%	検討中	55.2%
児童クラブ、学童館等	0.0%	施設のあり方を含めて検討中	17.3%

導入率(%)【算出方法:制度導入施設数÷公の施設数×100】

(5)クラウド化		【参考】	
実施済み	実施予定	実施率(類似団体)	実施率(全国)
		3.4%	19.5%

  

検討状況		【参考】	
検討中	未実施	実施予定時期	実施率(全国)
○			17.0%

現行基幹系システムのリプレース時期に合わせて、可能な対応やコスト等について検討していく予定である。

実施しない理由

(6)公共施設等総合管理計画		【参考】	
策定済み	策定予定	策定率(類似団体)	策定率(全国)
		8.0%	3.3%

  

策定予定時期		【参考】	
策定予定時期	策定完了予定年度	策定率(類似団体)	策定率(全国)
○		0.0%	0.0%

(7)地方公会計の整備		【参考】	
作成済み	作成予定	作成率(類似団体)	作成率(全国)
		0.0%	0.0%

※ 統一的な基準による地方公会計については、原則として平成27年度から平成29年度までの3年間で整備するように要請されているが、当該調査の基準日はその初年度の開始時点である。